

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 4 年 3 月 2 4 日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性、不当性を主張し、その取消しを求めている。

本件処分の理由としては、申請日（2 月 2 8 日）以前の令和 4 年 2 月 7 日に発生した費用であり、支給対象にならないため、とのことであった。ただし、2 月 3 日の時点では、〇〇区〇〇課で無料低額医療について相談をしているので、同課が生活保護の必要性は把握していたと思われる。その時点で〇〇課の職員を連れてくる、同課へ情報共有する等、具体的な支援に向けての行動がなかった。

2 月 1 4 日には申請の意思をもって〇〇区保健所へ連絡しているが、「保健所ではできないので〇〇課に行ってください」と断られている。区内で連携がされていなかった。

保証料が払えないと現在の住居での生活ができず困っている。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規

定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 4月 5日	諮問
令和 5年 5月 26日	審議（第78回第2部会）
令和 5年 6月 23日	審議（第79回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準及び住宅扶助

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として、3号で「住宅扶助」を挙げている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣が法8条1項の規定に基づいて定めた保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

(2) 保護の申請

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付

した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

そして、同条9項は、同条1項から7項までの規定を要保護者等からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

(3) 家賃、契約更新料等

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・アは、保護基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合に認定することとしている。

そして、同・カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、（中略）必要な額を認定して差し支えないこと。」とし、同・キは、「保護開始時において、安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、（中略）必要な額を認定して差し支えないこと」としている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の問88・答によれば、必要やむを得ない場合は、契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料については、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないとされている。

(4) 局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人から本件申請書及び補充申請書の提出を受け、その内容が不明確であったことから、請求人から説明を聴取し、家賃等に係る請求書の提示を受けて、本件申請が、請求人が保護を開始する前に契約したアパートの保証料、手数料及び令和4年3月分家賃についての申請であると認識したことが認められる。

そして、令和4年3月分家賃については、住宅扶助費で支給済みであったことから、アパートの保証料及び手数料に当たる43,

980円（家賃等の請求額111,980円から月額家賃68,000円を減じた額）について、「申請日以前の令和4年2月7日に発生した費用で支給対象とならないため」を理由として、却下したことが認められる。

保護は、保護基準により測定した要保護者の需要を基とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされていることからすれば（上記1・(1)）、保護は保護開始時以後の需要に対して行われるものであり、局長通知及び課長通知が「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」、「保護開始時において、安定した住居のない要保護者（略）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」などと定めているのはそれを前提にしているものと解される（同・(3)参照）。

そうすると、処分庁が「申請日以前の令和4年2月7日に発生した費用で支給対象とならないため」として、本件申請を却下したことは、上記1の法令等の規定に則って適正に行われたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、保護開始前であっても、〇〇区の〇〇課や保健所に保護等の相談をしており、〇〇課へ情報共有する等、具体的な支援に向けての行動がなかったなどと主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、請求人が〇〇区の〇〇課以外の部門に保護の相談や問合せをしたことがあったとしても、法24条1項によれば、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとされているのであるから、請求人は自ら保護の実施機関である〇〇課へ保護を申請する必要があり、〇〇課以外の部門への保護の相談等により、保護が開始されるものではない。

そして、処分庁が、保護開始より前の費用で支給対象とならないことを理由として行った本件処分に違法又は不当な点がないことは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来